

第5回多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会 要点録

1 開催日時

平成29年10月17日（火） 午後6時～午後8時30分

2 開催場所

多摩市役所 301・302会議室

3 出席者

〔委員〕 矢島卓郎 委員（委員長）／藤吉さおり 委員（副委員長）

北山文子 委員（副委員長）

市川香織 委員／岩橋誠治 委員／井上英子 委員／

植草久子 委員／岡崎和子 委員／折笠富子 委員／

金井誠 委員／木村英子 委員／清水美代 委員／

瀬尾敏也 委員／堀江太郎 委員／森田淳嗣 委員／

山崎誠 委員

※勝手春幸委員、田川越士委員、松岡都委員、は欠席

4 次第

（1）開会

（2）多摩市障がい者基本計画素案（案）について

（3）多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案（案）につい

て

(4) その他

(5) 閉会

5 議題（要旨）

- ・多摩市障がい者基本計画素案（案）について・・資料1（基本計画素案（案））

【委員長】 まず、資料1の障がい者基本計画素案について事務局より説明をお願いします。

（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】 これまでの策定市民委員会や作業グループでの意見を参考に、障がい者基本計画素案について修正を行った説明であるが何か意見はあるか。

【委員】 3点ほど意見がある。多摩市の現状の項目で障害支援区分認定者数について、注釈が記載されているが、まだわかりづらい部分がある。もう少し簡潔に記載してほしい。

次に、基本方針の説明文の中に、虐待の防止という文言が抜けている。以前の案には記載されていたが、なぜ削除したのか。

また、共生社会に向けたまちづくりの項目に、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進とあるが、ユニバーサルデザインと言うと誰でも、といった印象を受ける。

前回他の委員の方からも話があったが、車いす用トイレを誰でもトイレと表記している施設があり、健常者の人が使用していて実際にそのトイレでなければ利用できない障がい者の人が使えないということがある。また、15分から20分程でドアが開いてしまう問題もある。今後、ユニバーサルデザインについてはこの委員会だけではなく、いろいろなところで検討できるようにしたいと思っている。

【委員長】注釈をわかりやすくということだが、こうしてほしいなどの案はあるか。

【委員】特に案があるわけではないが、一文が長く、知的障がいを持つ人にはわかりづらいと感じる。

【事務局】表現がわかりやすくなるように検討したい。

虐待の防止という文言については、施策の方向性という項目に、虐待防止の推進について記載があり、移動したが、ご意見をいただいたので再度検討したい。

【委員長】ユニバーサルデザインについては、検討を続けてほしいということか。

【委員】この委員会の場ではなくても、ユニバーサルデザインのあり方については今後も話し合いの機会を持ちたいと考えている。

【委員】 ユニバーサルデザインについて意見がある。先ほども委員の方から話があったように、車いすの人はトイレに一定の広さが必要で、誰でもトイレが使用中だからといってほかのトイレを使うというわけにはいかず、車いすの人だけが使えるトイレというものも必要である。公民館などでは健常者の人は使用を控えてもらえるように掲示してあるところもある。ユニバーサルデザインについてはそういったことも考慮した文言を加えてほしい。

【委員長】 他に意見はあるか。

【委員】 多摩市版地域包括ケアシステムの項目で、“犯罪被害者支援等”という文言が削除され、また、特別支援教育・学校との連携の強化の項目では“高校在学中”という文言が“高等部在学中”と訂正されている。前回私は犯罪被害者支援を掲げるのであれば触法障がい者の社会復帰支援についても触れてほしいと意見をしたが、犯罪被害者支援すら削除されている。高校在学中の文言についても、特別支援学校の高等部という表現ではなく、普通高校についても含んでもらえることについてはむしろ喜ばしいと思っていたのに、高等部のみになってしまった。障がい者だけを社会の中から切り取って分け隔てるというような路線を進

めるという意図を感じて大変残念である。この訂正の理由を説明してほしい。

【事務局】 犯罪被害者支援については市でも担当課があり、対応しているが触法障がい者の社会復帰支援についてはまだ対応できていないというのが現状のため、計画の中に明記するのは難しいと判断した。ただ、犯罪被害者についての支援は行っているので、犯罪被害者への支援の文言は残し、犯罪被害者支援等の“等”の部分に触法障がい者への対応の検討なども含めるとご理解いただきたい。高等部の表記については、もともとは特別支援学校のアセスメントを意図して記載した。特別支援学校であれば高等部という表記が適切なので修正したが、特に一般高校を含まないことをイメージしたという意図はない。しかし、インクルーシブ教育は重要だと考えており高校からの相談にも応じることができるということを示す意味では、併記することも検討したい。

【委員】 市の認識が不十分であると感じる。犯罪被害者のことも、罪を犯すに至ってしまった人のことも考えなければいけない。私は犯罪被害者支援を記載していることについては評価していて、被害者を支援していくなれば触法障がい者も支援していく、そ

のことで結果的に犯罪がなくなっていくという流れがある。そのような認識が不十分だから載せないという判断なのかと思うと非常に残念である。また、高校の表記についても、今は障害をもっている人も大学に進学する人もいる。すべての障がいを持っている人が特別支援学校に行くわけではない。アセスメントについても、文科省は個別シートを作成し、一人の障がい者を一つのシートのなかで管理していくという流れを示していて、障がい者は障がい者支援の規定の路線に載せていけばいいのかというところを疑問に思う。高校と記載するなら高等部と併記してはどうかという意図で前回発言したが、高校の文言を削除されてしまうのは障がい者は特別支援学校へと、障がい者の路線に乗せて支援していくとしか読めない。

【事務局】触法障がい者の支援については、多摩市では、現在、多摩市地域包括ケアシステム等において対応が出来ていない状況であり、今回貴重なご意見をいただき、これからの課題として発信していきたい。高等部という文言については、文章として、“特別支援学校と連携を図りながら”という文章から繋がっているので高等部とすることが適切と判断したが、ご意見を参考にしながら再度検討したい。

【委員長】 犯罪被害者の表記については、復活する。また、高校の関係では併記について再度検討するということでよろしいか。

【委員】 高等部、高校に進学しない方もいる。限定せずに卒業後の暮らしといった表現でまとめてもよいのではないか。

【委員】 在学中という表現でまとめてもよいのではないか。

【委員長】 他に意見はあるか。理念と方針という形での障がい者基本計画は多摩市では初めてとなる。そういう意味では多摩市の方向性を表した前向きな計画にしていくといった意図が見えるのではないかと考える。なければ、これまで事務局に寄せられた意見について紹介してもらおう。

【事務局】 事業所等連絡会や権利擁護専門部会の作業グループからいただいた意見を紹介したい。まず、“多摩市の現状”の項目で様々なデータをグラフなどで示しているが、データが多い、計画の基本理念や方針など大切な部分が後になっている、といった意見をいただいた。挿絵の挿入なども考えると計画全体の文量が増えるのであらためてデータの整理を検討したい。

また、基本方針1の説明での、“ライフステージ”という文言など、横文字はイメージがしづらいという意見があった。行政用語としてある程度はご理解いただきたいが、わかりやすい表現

など検討していきたい。わかりやすいということでは、計画の要点を抽出した概要版や、概要版をさらに平易な表現にしたわかりやすい版の作成を検討しており、わかりづらい用語を解説した用語集的なものも作成予定である。

また、施策の方向性の項目で、人材育成について、これまではガイドヘルパーの記載があったが、なぜ今回はないのかとの意見をいただいた。ガイドヘルパーは現在市で直接育成を行っておらず記載していない。今後も連絡会などを通じてガイドヘルパーの育成については情報共有も含め考えていきたいということで、ご理解いただきたい。

【委員長】 今の事務局の説明について何か意見はあるか。障がい者基本計画については、次の障害福祉計画等の議論を進めていく中で、あらためて見直しながらより良い形になっていくと考える。では基本計画についてほかに意見はあるか。

【委員】 基本計画全体を見た時に、病院からの退院促進や、施設からの退所など、地域移行については具体的にどこに記載されているのかがわからない。また、国の地域包括ケアシステムでは、地域移行する精神障がい者へのトータル的な支援を行っていくといったものであり、多摩市としても多摩市版地域包括

ケアシステムとして表記していることは歓迎するものだが、
病院や施設から地域へ戻ってくる人への方策は、今回の計画で
は無いと考えていいのか。

【事務局】施策の方向性の項目で、保健・医療機関との連携強化として記
載している。また、精神障がい者の方の地域包括ケアシステム構
築も検討しており、国の基本方針にあるように市としても医療
機関等と連携しながら進めていきたいと考える。

【委員長】施策の方策の中で対応しているとのこと、よろしいか。他に意
見がなければ次の議題に移る。

・多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案（案）につい
て・・・資料2（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】障害福祉計画、障がい児福祉計画ともに、まず国の考えを載せ、
市の考えを示すというレイアウトと考えてよろしいか。また、
今後、東京都の方針が示された場合には修正もあるか。

【事務局】構成については、国の方針を示したうえで市の考えを示して
いきたい。また、東京都の方針によっては修正の可能性はある
と考えている。

【委員長】指定サービスの見込み量と地域生活支援事業について、前回の

委員会からの修正箇所や見込み量の修正、また、方針等との整合性や文言について意見を願います。

【委員】 グループホームの見込み量について、第4期障害福祉計画では精神障がい者用の通過型の施設が減ったことで地域移行の実績が16名から13名に減少したが、第5期計画では滞在型施設の定員増を見込んでいる。滞在型施設増設の具体的なプランがあるのか、また、通過型施設は減少したままで増設の見込みはないと判断してよいのか。

【事務局】 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムを検討する場の設置を予定しており、そのような場においても意見を伺う予定だが、実際に意見として精神障がい者の退院促進にあたり、通過型のグループホーム3年で地域移行が難しい方も多くいるため、滞在型グループホームの要望もいただいている。通過型も拡大したいが、今のところ事業所の方と対応した中では目途が立っていない。引き続き働きかけはしていきたい。

【事務局】 補足するが、市として滞在型グループホームをどのように考えていくかというのは課題であると考えている。精神障がい者の方々の地域移行を今後進めていくなかで、いわゆる“終の棲家”として滞在型を位置付けてしまうといくつあっても足りない

いう方向にならないか、といったところは危惧している。反面、東京都では通過型は3年間しか利用できないというところについては課題として考えている。3年で地域移行を行うのは難しいという人に対して、滞在型グループホームを5年から10年ほど利用していただき、地域移行をする力を身に付け独居生活へ移行していただくとした考えから見込みを行ったという経緯もある。

【委員】 グループホームの見込み量で知的障がい者の滞在型の施設増を見込んでいるのは、すでに申請などがあるからなのか。その場合には、他の開設希望の事業所はこの期間には申請できないのか。

【事務局】 この場で詳細なことは話せないが、すでにグループホームの開設に向けてご相談をいただいているところもある。ただ、31年度、32年度の増については確定しているものではない。また、これまで説明会等で市内に重度のグループホームがないので、整備するという姿勢だけでも市に見せてほしいという意見もいただいた。全く見込みがないわけではないが、前進させていくという姿勢も含めて見込み量を設定した。市の補助金についても拡大に向けて検討に入っている。

【委員】 手話奉仕員養成研修事業について、平成29年度の実績が半減しているのはなぜか。

【事務局】 今回記載されているものは上半期のみの数字なので、年間を通すと計画と同数になる予定である。

【委員】 住宅入居等支援事業の説明で公的保証人制度の検討については削除されているが、今回の計画では含めないのか。また、住宅入居等支援事業の重要性を認識し、との記載があるが実際には地域で自立して生活したいと思う障がい者がいろいろな条件をみて選べるような仕組みになっていないと感じる。退院から事業所の受入についても、ためしに通うとか当事者と事業者がお互いに分かり合える期間などの中間移行期間の支援が必要。地域移行支援全体をみても制度はあっても当事者不在で様々な支援が繋がっていないので、制度を繋ぐ橋渡しも必要である。

【事務局】 この住宅入居等支援事業については、他の自治体でも実施していないところも多い。市としては、障がいのある方の居住の場の確保の課題に対してこの事業の実施も含め、これから検討していくという段階である。公的保証人制度についても引き続き検討したい。また、地域移行支援については、実態に即した支援を行っていくためには、あらためて課題をあげたり問題点の整理をしたり、現状を共有するということが大切であると考えてるので多摩市住替え・居住支援協議会なども引き続き活用していきたい。

【委員】 公的保証人制度について削除する必要はないのではないか。

【事務局】 現状ではどのように進めていくのか全く未定であるので、現在、

実際に行っている多摩市住替え・居住支援協議会について記載し、協議会で議論された内容などを踏まえながら考えていきたい。

【委員】 住宅入居等支援事業について、親亡き後の住まいの場という表記があるが、なぜ親亡き後としているのか。親がいても自立においては住まいは必要であるし、親が亡くなってはじめて親離れして自立の必要が出てくるような空気を作る要因にならないか、表現を考える必要があるのではないか。

【委員】 確かに今は家族任せという現状はあるが、もっと精神障がい者の人も地域の中で生活を送れるようにしていく必要がある。先ほども委員から話が出たように、今は様々な制度ができたが、まだバラバラに動いており、簡単には地域移行できる状況ではない。もう少しうまく病院や事業所同士の連携がとれる仕組みづくりを多摩市でも考えていかなければならないと感じる。

【事務局】 親亡き後については、生活実態調査でも新たに設問として加えたところだが、先ほどのグループホームも含めて表現や制度間の連携についても総合的に検討していきたい。

【委員】 居住支援協議会だが、どこで活動していて、どのような機能があり、また、どのようにつながっているのか。

【事務局】 基本計画の“生活への支援の充実”という項目に記載があり、家主や不動産事業者、市からも都市計画課から担当者が出席している。既存の賃貸住宅などに円滑に住み替えができるような

仕組みづくりを検討している。

【委員長】他に意見はあるか。

【委員】 今回の計画の中に記載したり、この場で話し合うことが適切かはわからないが、選挙について意見がある。障がい者の人権にとって、今後の福祉の施策展開にも関わる選挙は非常に重要であるが、実際に投票所に行くと、知的障害や言語障害があると読めなかったり書けなかったりという問題がある。介助者が立ち入れなかったり、選挙管理委員の人が普段から障がいのある人に関わっていないからどう接していいかわからなかったりする。他国では候補者の写真に丸をするなども行っている。今回の障がい者計画に盛り込むのかはわからないが、このように選挙にはまだバリアがあり、選挙に参加するという権利についての合理的配慮を検討してほしい。

【事務局】 検討していきたい。

【委員】 2点ほど質問したい。今回の計画で、補装具の貸与については具体的には盛り込まないのか。また、“理解促進研修・啓発事業”に出前講座とあるが、以前からの説明にもあった飲食店なども含め公共の場に啓蒙のパンフレット等を置き理解促進を図るという活動はどこに記載されるのか。

【事務局】補装具は、考え方として一般的なおむつの様な汎用性のあるものではなく、一人一人に合うように制作するという特性があるので、貸与について数値を立てて目標にするというのは難しいと判断した。国でも具体的には示していないところもあり、目標値にはしていないが、貸与の活用も可能であることは計画の第1章に記載している。また、ハンドブックの配布など計画には記載がないが、現在も様々な場所で配布しており、これからも進めていきたいと考えている。

【委員長】他に意見等なければ、障がい児福祉計画素案について事務局より説明をお願いします。

(事務局より資料に基づき説明が行われた)

【委員長】何か意見はあるか。

【委員】 計画の基本的事項や考え方に、障がい児とその家族の記載があるが、障がい児の支援を考えると、家族の支援という視点が非常に重要である。障がい児の親は様々な問題を抱えている。親の相談窓口のような場やシステムを構築してほしい。

【事務局】具体的な数値目標はないが、障がい者基本計画の障がい児支援体制の整備の中に保護者・家族支援の記載がある。子供だけではなく家庭の問題についても市役所内の各課で連携しながら対応していきたいと考えており、相談支援体制を整えていきたい。

【委員】 事務局説明の障がい児福祉計画の「障がい児支援の提供確保に

関する考え方」のなかで“特別支援学校”とあるが、普通学級を選択した人は対象ではないのか。地域の人とのつながりがない中で、専門家の支援が必要なのは理解するが、地域の人とどうつなげていくのかということが書かれていない。障がいのない人も日常的に障がいのある人と関わるのが大切である。障がい児福祉計画に盛り込めないかと考える。

【事務局】 現行行っている特別支援学校の児童・生徒の保護者への経済的な負担を減らすための補助制度の説明文として特別支援学校を挙げて引き続き実施していくことを示したもので、特に普通学級を選択した方にも支援は行っていくものであり、除外する意図があるわけではない。

【委員長】 今の指摘も考慮しながら基本計画の特別支援教育と学校については、もう少し考えてもいいと思う。また、地域とつなげる役割というところは大事だと思う。次に指定サービスの見込み量について中心に意見を願います。

【委員】 前回見込み量の出し方について、実績からの見込みではビジョンが見られないといった意見をしたが、今回の修正案を見て、実態を考慮したうえで再考してもらったと感じた。障がい児支援の提供体制の確保に関する目標の項目に、児童発達支

援センターの目標値が1と設定されているが、現在設置されているものなのか、増やすということなのか。また、実際には障がい児と認定されていなくてもサービスを利用している児童も多い。確かに「障がい児福祉計画」ではあるが、子を持つ親にとっても障害という言葉は気になる文言であり、この計画全体を通して障がい児としか書かれていないとサービスを利用しにくいのではないかと感じることもある。

【事務局】 児童発達支援センターの目標値については、既に支援サービスを実施している児童発達支援センターを考えている。機能や役割については引き続き協議を行っていく予定である。障がい児の文言については認定のない児童も対象として含めて考えている。

【委員】 計画の中に障がい児として認定がなくても利用できる旨などの記載があると利用する人も安心するのではないか。

【委員】 計画の対象という項目に、医療的ケア児が含まれていない。平成28年6月からだったと記憶しているが、法律用語として第6の障害ということで含まれるようになったので、ここに明記したほうがそのあとのサービスの内容の解説などにつながりやすいのではないか。

【事務局】 表現については検討したい。

【委員】 障がい児の移動支援や居宅介護のサービス見込み量については、障害者福祉計画に記載の移動支援や居宅介護の見込み量に

含まれていると考えていいのか。

【事務局】 障がい児も含んで記載している。

【委員】 障がい児も対象としている移動支援や居宅支援というサービスがある、ということについては障がい児福祉計画の中に書かれていたほうが分かりやすいのではないかと思う。

【事務局】 表現の仕方を検討したい。

【委員長】 他に意見はあるか。なければ事務局から寄せられた意見について紹介してもらおう。

【事務局】 福祉計画について、事業所等連絡会や権利擁護専門部会の作業グループからいただいた意見を紹介する。

グループホームの増設見込みは絵にかいた餅のようにならないかという意見があった。これに関しては補助金の対象を拡大する検討を行っているので、進められるようにしていきたい。

また、支援する側の人材不足について記載したほうがいいのではないかという意見をいただいた。支援に携わる人の見込み量を立てることはできないが、基本計画に項目として記載し、引き続き事業所等連絡会と協議していきたい。

また、住宅支援については、多摩市住替え・居住支援協議会だけでなく、グループホームなどを含め、様々な選択ができる

という記載をしてほしいという意見があった。これについても引き続き検討をしていきたい。

・その他

次回日程 11月21日（火）

【事務局】第7回の日程について、当初1月16日を予定していたが、1月23日に変更となった。

【委員長】活発な意見をありがとうございました。本日はここまでとする。

閉会

以上